

2 庶務諸給与事務

(3) 扶養手当の認定誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
教育委員会事務局 学校総務サービス課	<p>堺市立深阪小学校A教員は、平成22年10月27日から雇用保険を受給し、平成22年12月13日に扶養親族届を提出した。この届を受けて認定担当者が雇用保険の受給開始日を誤って平成22年11月9日とし認定したため、1か月分過払いとなった。</p> <table border="1" data-bbox="572 663 1406 758"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年11月</td> <td>39,380円</td> <td>22,880円</td> <td>16,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 0円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成22年11月	39,380円	22,880円	16,500円	<p>認定時における届出関係書類のチェックが不十分である。 速やかに必要な是正措置を講じるとともに、認定時関係書類等の確認を十分に行うよう認定者(校長)を指導されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【扶養手当に関する規則】 第4条 扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月をもって終わる。</p> </div>	<p>是正を求められた職員の扶養手当については、適正な届出処理を行い、給与の訂正基準に基づき、平成25年7月に返納の措置を講じた。</p> <p>認定事務適正化に向けた取組は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を周知するとともに、その所管に属する学校に対し、事後の確認等の周知徹底を図る。 認定権者である学校長に対し、今回の監査結果を通知するとともに、校長研修でも内容を伝え、事後の確認を適宜するように指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持ってより一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図る。 事務担当職員研修の際に今年度監査に関する検出事項の事例を取り入れ、事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導するなど、効果的な研修の実施に努める。
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成22年11月	39,380円	22,880円	16,500円								
	<p>府立寝屋川支援学校A教員は、扶養親族が平成24年8月25日から雇用保険を受給していたことによる扶養手当の取消の申請(届出)の総務事務システムへの入力を平成25年7月26日に行い、関係書類は平成25年8月6日に提出された。この届出が遅れたことにより11か月分過払いとなった。</p> <table border="1" data-bbox="572 1539 1406 1707"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年9月 ～ 平成25年7月</td> <td>1,387,131円</td> <td>1,180,683円</td> <td>206,448円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 127,133円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成24年9月 ～ 平成25年7月	1,387,131円	1,180,683円	206,448円	<p>職員の届出に関する認識が不十分である。 速やかに必要な是正措置を講じ、職員への周知徹底を図るとともに、雇用保険の受給待機期間中の認定については、待機期間満了時点での確認を行うなどの検討をされたい。</p>	<p>是正を求められた職員の扶養手当については、適正な処理を行い、給与の訂正基準に基づき、平成25年9月に返納の措置を講じた。</p> <p>扶養手当申請の認定時に、当該職員に、お知らせ文により通知し、雇用保険の受給待機期間が満了し、雇用保険の受給(日額3,612円以上)が始まれば、当該職員が手当取消を届け出るよう認定時に周知している。今後とも、周知を図っていく。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成24年9月 ～ 平成25年7月	1,387,131円	1,180,683円	206,448円								